

# いじめ防止対策推進法【概要】①

## (平成25年法律第71号)

### 第一章 総則

- 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。  
※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)
- いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

### 第二章 いじめ防止基本方針等

- 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)を定めること。  
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

### 第三章 基本的施策

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

# いじめ防止対策推進法【概要】②

## (平成25年法律第71号)

### 第四章 いじめの防止等に関する措置

- 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

### 第五章 重大事態への対処

- 学校の設置者又は学校は、重大事態(※1)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。  
(※1)
  - いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等(※2)に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。  
(※2) 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

### 第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

## 2 いじめの未然防止の取組

いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるという認識のもと、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が最も大切になってきます。

また、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、家庭や地域が一体となって取り組んでいけるような普及啓発活動が必要です。

### (1) いじめについての共通理解

- 職員会議等で教職員全体への学校の基本方針の周知
- 「いじめ根絶強化月間」で、全校児童生徒を対象に、いじめに関する講話等の実施
- 年間を通じて、適宜児童生徒がいじめの問題について学ぶ時間の設定

### (2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- 児童会・生徒会を通じて児童生徒が主体的に考え、いじめを防止する取組の推進
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実
- さまざまな体験活動の充実
- 部活動等を通して、人間関係を深めるなど社会的な態度の育成

### (3) いじめが起きにくい集団の育成

- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりの推進
- 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場の設定
- 保護者同士のコミュニケーションがより図れるようなPTA活動の実施

### (4) 児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

- すべての教育活動を通して、児童生徒が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感の育成

### (5) 対人関係能力の育成（人間関係トレーニング）

#### ○構成的グループエンカウンター

- ・ 作業、ゲーム、討議をしながら、集団の教育力を利用して児童生徒の相互理解を深め、よりよい人間関係をつくる力を育成する。

#### ○ロールプレイ（役割演技） \*「いじめの加害者」は、教師が務めることが望ましい。

- ・ いじめの加害者、被害者、観衆、傍観者などに分かれて即興的に演じることで、自分自身を見つめ直し、他人の意見や立場を理解する態度を育成する。

#### ○アサーショントレーニング（非攻撃的な自己主張訓練）

- ・ ロールプレイや小グループでの作業や討議を通して、相手の気持ちや権利を考えながら、自分の気持ちや意見をその場に応じて適切に表現できる力を育成する。

#### ○ソーシャルスキルトレーニング（生活技能訓練）

- ・ 日常で起きる交友関係のトラブルを題材とした対人関係教育等を行うことで、児童生徒自らが交友関係を修復できる力を身につける。

### 3 いじめの早期発見の取組

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要です。また、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境や体制づくりも大切です。

#### <学校が実施する具体的な取組>（早期発見）

- ① 毎月実施の「きずなアンケート」や教育委員会が年1回実施する「心のアンケート」及び教育相談の実施によるいじめの実態把握
- ② いじめについて児童生徒や保護者が、校内で相談できる場所や教職員等についての周知徹底
- ③ 児童生徒・保護者・地域等への来所や電話・メール・LINE等による相談窓口の周知
- ④ 教職員による日常的な児童生徒の観察、生活ノート等を活用した交友関係や悩みの把握
- ⑤ 全職員による児童生徒の心身の状況に配慮した健康観察、養護教諭との連携
- ⑥ 「いじめのサイン発見シート」の活用

#### <児童生徒が相談しやすい環境づくり>（児童生徒からの早期発信のために）

##### 本人からの訴えには・・・

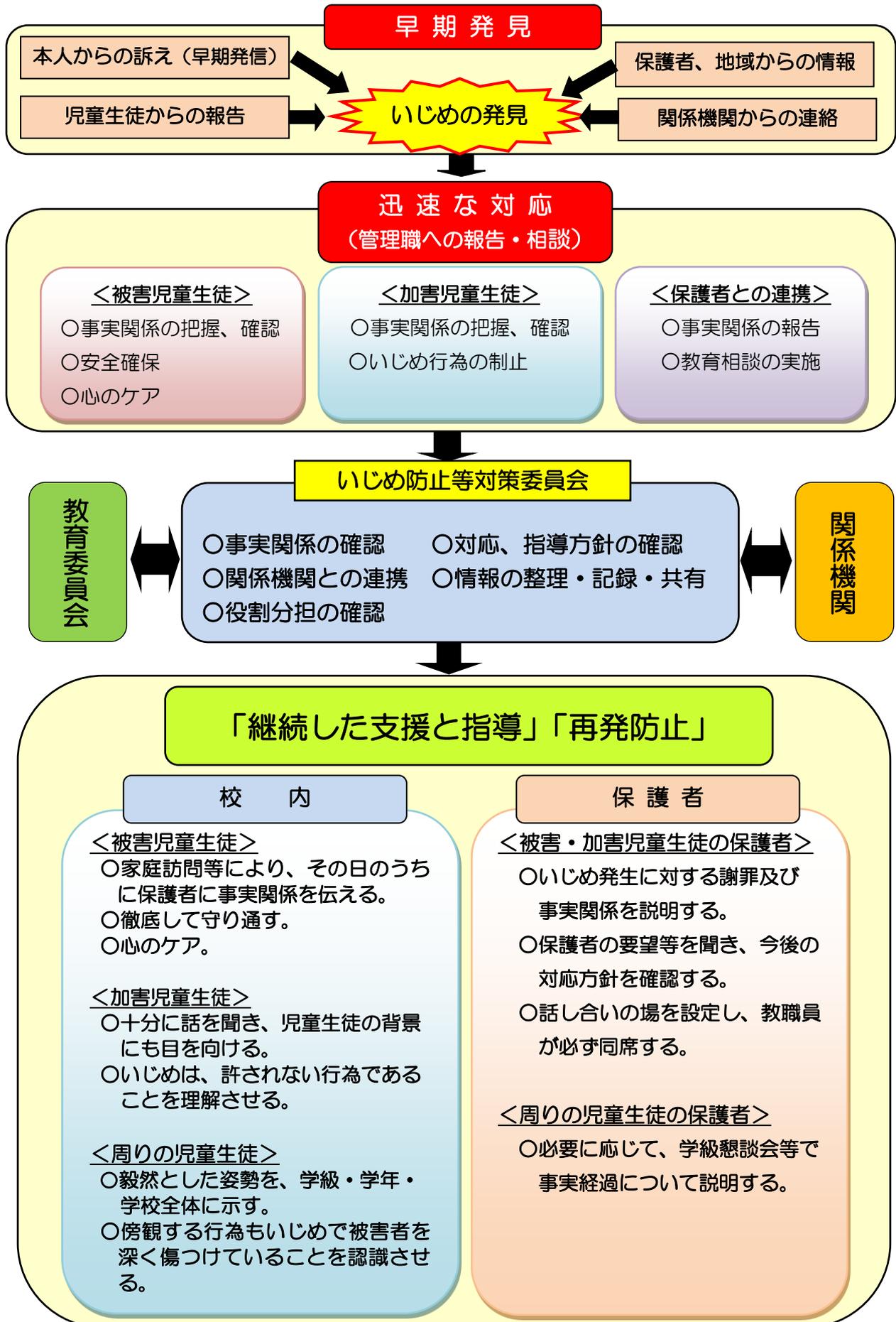
日頃から「よく言ってくれたね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに全力で守る手立てを考え、心のケアに努める。また、教職員や保護者等、誰にでも相談してもよいことを周知する。

##### 周りの児童生徒からの訴えには・・・

「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないうことを伝え、安心感を与える。

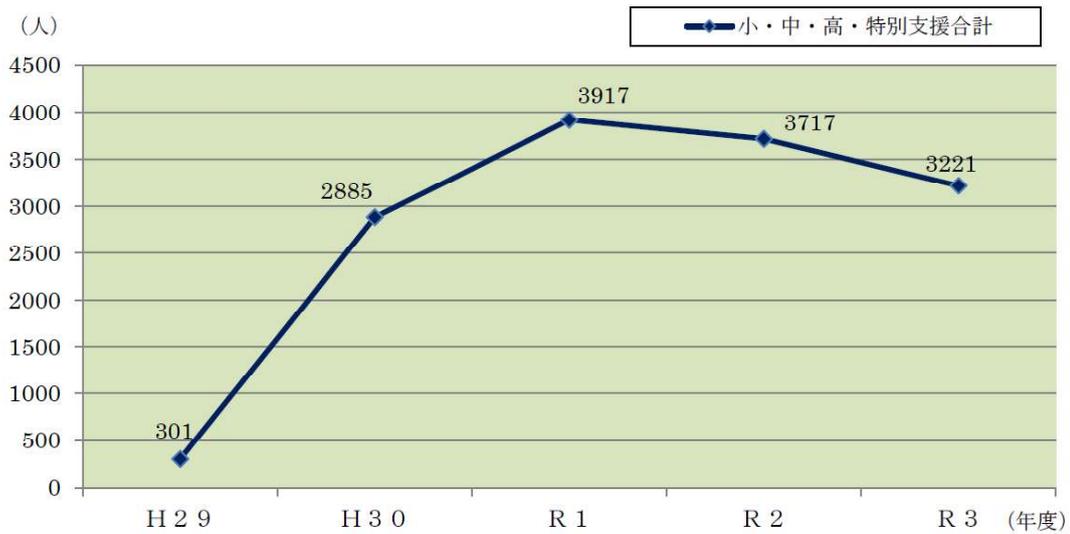
## 4 いじめ対応の流れ

参考資料



# (5) 本市の現状

〇いじめの認知件数 ※R3年度 問題行動・不登校調査より（熊本市）

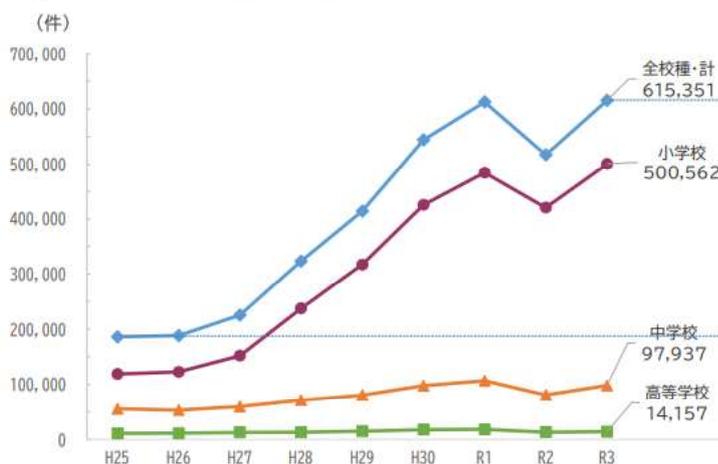


|                  | R2   | R3   | R4   |
|------------------|------|------|------|
| 相談受付件数           | 196件 | 171件 | 236件 |
| （うちスクールカウンセラー対応） | 130件 | 118件 | 127件 |
| （うちSSW対応）        | 66件  | 53件  | 109件 |
| いじめの重大事態         | 4件   | 18件  | 17件  |

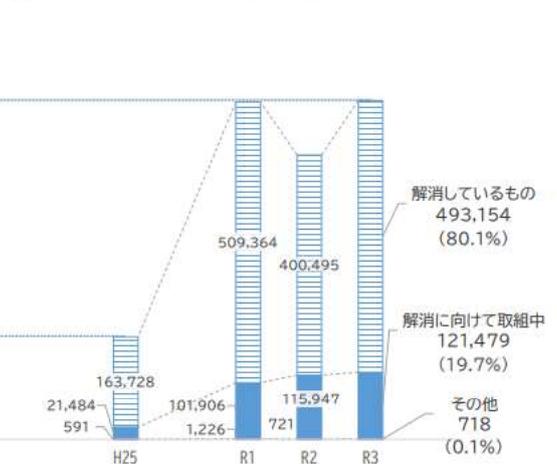
# (5) 本市の現状

## 参考：いじめ件数の認知件数等の推移（全国）

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



| 年度     | H25     | H26     | H27     | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      | R3      |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 小学校    | 118,748 | 122,734 | 151,692 | 237,256 | 317,121 | 425,844 | 484,545 | 420,897 | 500,562 |
|        | 17.8    | 18.6    | 23.2    | 36.5    | 49.1    | 66.0    | 75.8    | 66.5    | 79.9    |
| 中学校    | 55,248  | 52,971  | 59,502  | 71,309  | 80,424  | 97,704  | 106,524 | 80,877  | 97,937  |
|        | 15.6    | 15.0    | 17.1    | 20.8    | 24.0    | 29.8    | 32.8    | 24.9    | 30.0    |
| 高等学校   | 11,039  | 11,404  | 12,664  | 12,874  | 14,789  | 17,709  | 18,352  | 13,126  | 14,157  |
|        | 3.1     | 3.2     | 3.6     | 3.7     | 4.3     | 5.2     | 5.4     | 4.0     | 4.4     |
| 特別支援学校 | 768     | 963     | 1,274   | 1,704   | 2,044   | 2,676   | 3,075   | 2,263   | 2,695   |
|        | 5.9     | 7.3     | 9.4     | 12.4    | 14.5    | 19.0    | 21.7    | 15.9    | 18.4    |
| 計      | 185,803 | 188,072 | 225,132 | 323,143 | 414,378 | 543,933 | 612,496 | 517,163 | 615,351 |
|        | 13.4    | 13.7    | 16.5    | 23.8    | 30.9    | 40.9    | 46.5    | 39.7    | 47.7    |

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件(前年度517,163件)であり、前年度に比べ98,188件(19.0%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件(前年度39.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは493,154件(80.1%)であった。

出典：いじめの状況及び文部科学省の取組について

## いじめの認知件数（政令市比較）

出典：令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

|       |       | 認知件数<br>(件) | 1,000人当たりの<br>認知件数<br>(件) | アンケート調査<br>実施学校数<br>(校) | アンケート調査<br>実施率<br>(%) |
|-------|-------|-------------|---------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 1     | 札幌市   | 9,003       | 64.1                      | 312                     | 100.0                 |
| 2     | 仙台市   | 12,271      | 152.3                     | 190                     | 99.0                  |
| 3     | さいたま市 | 1,350       | 13.1                      | 167                     | 99.4                  |
| 4     | 千葉市   | 2,488       | 34.9                      | 167                     | 100.0                 |
| 5     | 川崎市   | 4,861       | 44.6                      | 176                     | 98.3                  |
| 6     | 横浜市   | 7,606       | 28.7                      | 507                     | 99.2                  |
| 7     | 相模原市  | 1,146       | 22.4                      | 107                     | 100.0                 |
| 8     | 新潟市   | 13,652      | 232.2                     | 169                     | 99.4                  |
| 9     | 静岡市   | 2,392       | 50.3                      | 130                     | 100.0                 |
| 10    | 浜松市   | 3,230       | 51.0                      | 147                     | 100.0                 |
| 11    | 名古屋市  | 5,175       | 29.6                      | 390                     | 98.7                  |
| 12    | 京都市   | 2,490       | 26.7                      | 252                     | 100.0                 |
| 13    | 大阪市   | 21,983      | 124.0                     | 441                     | 99.8                  |
| 14    | 堺市    | 4,317       | 67.6                      | 137                     | 97.9                  |
| 15    | 神戸市   | 7,567       | 66.0                      | 263                     | 100.0                 |
| 16    | 岡山市   | 2,448       | 45.1                      | 130                     | 100.0                 |
| 17    | 広島市   | 3,751       | 37.2                      | 215                     | 100.0                 |
| 18    | 北九州市  | 1,967       | 28.1                      | 200                     | 100.0                 |
| 19    | 福岡市   | 2,747       | 21.8                      | 225                     | 100.0                 |
| 20    | 熊本市   | 3,221       | 52.1                      | 139                     | 100.0                 |
| 合計    |       | 113,665     | 56.1                      | 4,464                   | 99.6                  |
| 令和2年度 |       | 94,935      | 46.7                      | 4,473                   | 99.5                  |

いじめ見逃し  
ゼロに向けて

# 誰もが 安心して過ごすことのできる 学校づくりを目指して

いじめは決して許されないことであり、  
その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが求められます。  
「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたつて、  
すべての教職員が、未然防止や早期発見、  
組織的な対応に徹底して取り組むことが必要です。  
このリーフレットは、いじめ問題に臨む姿勢や指導のあり方を、  
新潟市の全教職員で共通理解するためにまとめたものです。



いじめは どの学校にも どの学級にも どの子どもにも 起こりうる

## 教職員の姿勢

積極的・組織的に、  
いじめを見付け  
子どもと共に課題解決を図る

小さなサインも見逃さない  
一人で抱えこまない  
組織的に取り組む

## いじめ解決への対応

方針を決め組織的に対応する

課題解決のために  
・課題解決の方針を共通理解  
・事実確認、情報収集  
・支援と指導  
経過観察

## 信頼関係

子どもと  
保護者と  
地域と

## いじめの早期発見

いじめは  
観ようとしなければ見えない

日常の観察  
こまめな記録の積み重ね  
アンケート等の活用  
教育相談体制の充実

## いじめ未然防止

いじめを生まない  
人間関係・学校風土づくり

わかる授業・できる授業  
一人一人を大切にし、  
生かす日常活動  
保護者・地域との協力体制

いじめ見逃し ゼロ



# 問題を子どもとともに解決しようとする

## こんなサインが出ています

- Aさん: 最近、一人でいることが多く、元気がない
- Bさん: アンケートの「いやなことをされる」の欄にチェックがあった
- Cさん: 机と机の間が、いつも微妙に離れている
- Dさん: 「先生、鉛筆が折られています」と言ってきた

こんなとき  
どうしますか

「元気をだしなさい」と言ったり、「あなたにも問題があるんじゃない」と指導した



聞いたら「大丈夫」と答えたので、しばらく様子を見ることにした



聞いたら「大丈夫」と答えたが、心配なので、学年主任や生徒指導担当に相談した



詳しく状況を聞き取り、いっしょに解決しようとする



**私** たちは、子どもたちが出している「サイン」にどれだけ気づき、どのように対応しようとしているでしょうか。「これを取り上げると時間や手間がかかるなあ」と、つい思いがちです。しかし、このような初期段階での不十分な対応が、後の大きな問題につながり、解決までに多くの時間を要することになるのです。

# 見えないものを見るようになるには1人の力では難しい

たとえば…

**日** 常における子どもと交わす何気ない会話や行動観察こそ、子どもの実態を把握するキーポイントです。

仕返しが怖いし、親に心配かけるなあ…



うちの子へのいじめがエスカレートしていかないから…



保護者

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| <b>【担任】</b><br>普段の様子                | <input type="checkbox"/> 日頃からいねいに対応してるか<br><input type="checkbox"/> 教室ではだれと過ごしているか<br><input type="checkbox"/> 日記や生活ノートで気付くことはないか<br><input type="checkbox"/> 家庭のことで気になることを言っていないか<br><input type="checkbox"/> 落ち込んでいたり、急に明るくなったりしていないか |
| <b>【教科担当】</b><br>授業の様子              | <input type="checkbox"/> 発言に対して冷やかしかやはやし立てはないか<br><input type="checkbox"/> グループづくりで孤立したことはないか   |
| <b>【養護教諭】</b><br>保健室での様子            | <input type="checkbox"/> 来室が急に増えたり減ったりしていないか<br><input type="checkbox"/> 特定の時間や曜日に来室が多くなっていないか  |
| <b>【清掃・委員会担当】</b><br>活動の様子          | <input type="checkbox"/> いつも大変な仕事を担当していないか<br><input type="checkbox"/> 分担を決める際に不自然なことはないか   |
| <b>【学年担当以外の職員】</b><br>担任の見えないところを補う | <input type="checkbox"/> 登下校のときに孤立していないか<br><input type="checkbox"/> 休み時間や行事の行動で気になる様子はないか  |
| <b>【部活動顧問】</b><br>部活動の様子            | <input type="checkbox"/> ペアを作るときに自然にできているか<br><input type="checkbox"/> 失敗を責められていないか<br><input type="checkbox"/> いつも後始末をしているということはないか  |

アンケート調査は複数の目で点検することが重要です

**情報収集・整理**  
**共有**  
誰が行うか  
何をを行うか  
いつ行うか

**校長**  
**教頭**

**ミドルリーダー**  
学年主任  
生徒指導担当

## 見えにくいいじめ

パソコンや携帯電話からネット上の掲示板、ブログ、プロフィールサイトなどへの誹謗中傷の書き込みや、メールによるトラブルが年々増加し、最近ではポータブルタイプのゲーム機の通信機能を使ったいじめも報告されています

地域に情報発信する際には、子どものプライバシーに十分に配慮することが大切です

## 地域からの情報

日頃から学校の情報を発信し、地域からも情報をもらえる関係を作っておくことが大切です。  
例えば、こんな情報があると役立ちます  
・登下校で1人の子がたくさんの子のカバンを持っている  
・たくさんの子が遊んでいるが、いつも決まった子が仲間に入れないでいる

# いじめを認知したら、方針を決め、組織的に対応

## 対応の例

課題解決に向けた手順と方法を決定し、共通理解する

多方面からの情報収集・整理による全体像の把握

課題解決のための支援と指導

新たな情報

外部機関との連携が必要な場合

関係する保護者へ事実と指導方針の具体策を知らせ、再発防止への協力を得る

経過を観察し、必要に応じて再度対応する

保護者・地域に対して、子どもの日常の様子を注意深く見守り、早期に学校へ連絡するよう啓発する

いじめられた子ども

- ・信頼できる教員が対応
- ・最後まで守るという姿勢
- ・心のケアに努める
- ・保護者に対して経過や今後の方針をいねいに説明する

安心安全な生活

いじめた子ども

- ・安易な謝罪で済ませない
- ・相手の心の痛みを理解させる
- ・今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる
- ・本人の不安要因への対処をする
- ・家庭環境への支援を継続する(必要に応じて関係機関と連携する)

課題の解決

周囲・全校の子ども

- ・いじめの傍観者にならない
- ・一歩踏み出す勇気をもつ

共に問題を解決する

**外部機関** 警察・児童相談所・区の福祉担当など(例:警察との連携/P3へ)

## 自殺をほのめかしている場合は…

### 《TALKの原則》

|           |              |
|-----------|--------------|
| Tell      | 心配していることを伝える |
| Ask       | 自殺願望について尋ねる  |
| Listen    | 気持ちを傾聴する     |
| Keep safe | 安全の確保        |

### 治療の原則

- ① 3つの柱で
- ② チームで対応
- ③ 長期のケア



(出典:「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月 文部科学省)・筑波大学 高橋祥友教授講演資料)

# いじめを生まない人間関係・学校風土づくり

## 子ども一人一人の成長を促す生徒指導

- ◎子どものよさを多面的に理解し、一人一人の子どもと教師との信頼関係を築く
- ◎全教育活動を通して、すべての子どもに「自律性」「社会性」を育成することを目指し、意図的・計画的な指導に取り組む
- ◎全教職員が当事者意識をもち、組織的に取り組む

自律性

社会性

目的意識

自己決定

個性能力

協同性

新潟市の生徒指導リーフレット「子ども一人一人の成長を促すために」を自校化することがいじめを生まない学校づくりにつながります

# 警察との連携

いじめる子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導が十分な効果を上げることが困難な場合において、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、学校は、ためらうことなく早期に警察に相談することが必要です。(※1)

しかし、14歳以上の場合、その行為が悪質ならば強制捜査により逮捕されることがあり、その場合、報道発表されることもあります。そのようなとき学校は、関係した子どもやその家族だけでなく、全校の子どもたちや保護者、地域に対してどのように対応し、行動していくのか、しっかりと見通しが必要です。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為とは…

**暴行 傷害 強要 窃盗 恐喝 器物損壊等 強制わいせつ** など

**的確に  
判断することが  
重要**

**いじめや教員への暴力・暴言・授業妨害などが**

- ① 刑法に抵触する犯罪に該当するのか…
- ② 民法上の不法行為なのか…
- ③ 違法行為には至らないが社会的に是認されない行為(マナー違反)なのか…

## 連携のポイントは…

**「方針」と「見通し」をもつ**

警察に指導を「丸投げ」することだけでなく、子どもをどのように導いていくのか「学校が担う役割」と「警察が担う役割」を明確にする。

**初期の段階から連携を始める**

特に暴力などの被害が予想される場合は、重篤になる前に連携する。

**より強力な行動連携を目指す**

警察との情報交換は、電話で済ませることなく、日頃からお互いの顔が見える連携を進める。

**窓口を定める**

学校では、警察関係の担当者を決め、情報の共有と整理をしておく。

**保護者や地域の理解を得る**

学校の対応方針について、理解を得るように日頃から十分説明する。

## 通知・参考資料

**通知**

- いじめ問題への取組の徹底及びいじめに関する事故報告について(通知)  
(平成24年7月17日付新教支第443号)
- 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)(平成19年2月5日付18文科初第1019号)
- 犯罪行為として扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知) ※1  
(平成24年11月2日付24文科初第813号)

**発行物**

- 新潟市が推進する生徒指導の取組「子ども一人一人の成長を促すために」(新潟市教育委員会)
- 新潟市の生徒指導上の諸問題の現状と今後の取組(平成24年2月)
- 「生徒指導リーフ」シリーズ(国立教育対策研究所)

文部科学省生徒指導関連URL: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/index.htm)  
国立教育政策研究所URL: [http://www.nier.go.jp/04\\_kenkyu\\_annai/div09-shido.html](http://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html)

# 令和5年度(2023年度) 相談機関一覧

熊本市教育委員会

熊本市には次のような相談機関があります。相談内容に応じて機関をお選びいただき、ご相談ください。熊本市以外の相談機関等も紹介いたしますので、ご活用ください。

## 【市の相談機関】



### ○学校教育全般に関する相談

|   |                 |                                   |  |
|---|-----------------|-----------------------------------|--|
| がっこうきょういく<br>学校教育コンシェルジュ<br>きょういくそうだんしつない<br>(教育相談室内) | 電話<br>メール<br>面談 | 月～金 10:00～18:00<br>(土日祝日、年末年始を除く) | 096-362-7171<br><a href="mailto:7171con@city.kumamoto.kumamoto.jp">7171con@city.kumamoto.kumamoto.jp</a> |
|---|-----------------|-----------------------------------|--|

### ○一般的な悩み相談

|                        |      |                 |  |
|------------------------|------|-----------------|--|
| こころの悩み相談@<br>熊本連携中枢都市圏 | LINE | 火、日 18:00～22:00 |  |
|------------------------|------|-----------------|--|

### ○子ども人権・権利に関する相談

|           |           |                                   |   |
|-----------|-----------|-----------------------------------|---|
| 子どもホットライン | 電話<br>メール | 月～金 10:00～18:00<br>(土日祝日、年末年始を除く) | 070-3367-9330<br><a href="mailto:kodomohotline@city.kumamoto.lg.jp">kodomohotline@city.kumamoto.lg.jp</a> |
|-----------|-----------|-----------------------------------|---|

### ○子ども・若者に関するあらゆる相談

|                                     |              |                                  |  |
|-------------------------------------|--------------|----------------------------------|--|
| こども・若者<br>総合相談センター<br>(ウェルバルくまもと2階) | 電話<br>メール    | 月～金 8:30～21:00                   | 096-361-2525<br><a href="mailto:kodomosougousoudan@city.kumamoto.lg.jp">kodomosougousoudan@city.kumamoto.lg.jp</a> |
|                                     | 面接<br>(予約優先) | 月～金 8:30～17:15<br>(土日祝日、年末年始を除く) |  |

### ○子ども・家庭に関する相談

|                                 |             |                                  |              |
|---------------------------------|-------------|----------------------------------|--------------|
| 熊本市児童家庭支援<br>センターアグリ<br>(熊本乳児院) | 電話          | 24時間 年中無休                        | 096-227-6824 |
|                                 | 面接<br>(要予約) | 月～金 9:00～18:00<br>(土日祝日、年末年始を除く) |              |

### ○発達や就学、いじめや不登校などに関する相談

|                                      |             |                                  |              |
|--------------------------------------|-------------|----------------------------------|--------------|
| きょういくそうだんしつ<br>教育相談室<br>(あいばるくまもと2階) | 来所<br>(予約制) | 月～金 9:30～15:45<br>(土日祝日、年末年始を除く) | 096-362-7070 |
| そうごうしえんか<br>総合支援課                    | 電話・来所       | 月～金 8:30～17:15                   | 096-328-2743 |

### ■不登校児童生徒の相談・支援機関について

[不登校児童生徒の支援について / 熊本市ホームページ \(city.kumamoto.jp\)](http://city.kumamoto.jp)



### ○虐待についての相談

|              |       |                           |              |
|--------------|-------|---------------------------|--------------|
| ちゅうおうく保健こども課 | 電話・来所 | 月～金 8:30～17:15<br>(祝日は除く) | 096-328-2419 |
| ひがしく保健こども課   | 電話・来所 |                           | 096-367-9130 |
| にしく保健こども課    | 電話・来所 |                           | 096-329-6838 |
| みなみく保健こども課   | 電話・来所 |                           | 096-357-4135 |
| きたく保健こども課    | 電話・来所 |                           | 096-272-1104 |

○養育上の悩みや非行・虐待などに関する相談

|  |       |                                  |              |
|--|-------|----------------------------------|--------------|
| くまもとしじどうそうだんしよ<br>熊本市児童相談所<br>(あいばるくまもと3階) | 電話・来所 | 月～金 8:30～17:15<br>(土日祝日、年末年始を除く) | 096-366-8181 |
|--|-------|----------------------------------|--------------|

○発達に関する相談

|  |       |   |              |
|--|-------|---|--------------|
| こどもはつたつしえん<br>こども発達支援センター<br>(ウェルパルクまもと2階) | 電話・来所 | 月～土 8:30～17:15<br>(土曜は電話相談のみ)<br>(日曜祝日、年末年始を除く) | 096-366-8240 |
|--|-------|---|--------------|

○発達障がいに関する相談

|   |                |                                  |                                    |
|---|----------------|----------------------------------|------------------------------------|
| はつたつしやう<br>発達障がい者支援<br>センターみなわ<br>(ウェルパルクまもと2階) | 電話・来所<br>(予約制) | 月～金 8:30～17:15<br>(土日祝日、年末年始を除く) | 096-366-1919<br>096-366-1900 (FAX) |
|---|----------------|----------------------------------|------------------------------------|

○思春期の心の悩みなどに関する相談

|   |                |                                  |              |
|---|----------------|----------------------------------|--------------|
| こころのけんこう<br>こころの健康センター<br>(ウェルパルクまもと3階) | 電話・来所<br>(予約制) | 月～金 9:00～16:00<br>(土日祝日、年末年始を除く) | 096-362-8100 |
|---|----------------|----------------------------------|--------------|

○ひきこもりに関する相談 (おおむね10代～)

|   |                |                                  |              |
|---|----------------|----------------------------------|--------------|
| ひきこもりしえん<br>ひきこもり支援センターりんく<br>(ウェルパルクまもと3階) | 電話・来所<br>(予約制) | 月～金 9:00～16:00<br>(土日祝日、年末年始を除く) | 096-366-2220 |
|---|----------------|----------------------------------|--------------|

【その他の相談機関】

○いじめ問題や子どものSOS全般

|                             |      |  |
|-----------------------------|------|--|
| くまもとけん<br>熊本県24時間子どもSOSダイヤル | 24時間 | 0120-0-78310 (なやみいおう)<br>※PHS、IP電話からはつながりません |
|-----------------------------|------|--|

○思春期の発育や健康、心の悩みなどに関する相談

|  |                    |              |
|--|--------------------|--------------|
| くまもと<br>熊本こころの電話<br>(くまもとけんせいしんほけんふくしきやうかい<br>熊本県精神保健福祉協会) | 11:00～18:30 (年中無休) | 096-285-6688 |
|--|--------------------|--------------|

○子どもの犯罪被害や非行などに関する相談

|   |                |                                     |
|---|----------------|-------------------------------------|
| ひご<br>肥後っ子テレホン<br>(くまもとけんけいほんぶ<br>熊本県警本部肥後っ子サポートセンター) | 月～金 8:30～17:15 | 0120-02-4976<br>携帯電話からは096-384-4976 |
|---|----------------|-------------------------------------|

○一般的な悩み相談

|   |                                     |  |
|---|-------------------------------------|--|
| こ<br>子どもの人権110番   | 月～金 8:30～17:15<br>(時間外は留守電対応)       | 0120-007-110<br>(フリーダイヤル)  |
| こ<br>子どもの人権SOS-eメール<br>(くまもとちほうむきよくじんけんようごか<br>熊本地方方法務局人権擁護課) | 24時間受付                              | <a href="https://www.jinken.go.jp/kodomo">https://www.jinken.go.jp/kodomo</a>  |
| くまもと<br>熊本いのちの電話  | 24時間 (年中無休)                         | 096-353-4343   |
|   | 毎日 16:00～21:00<br>毎月10日 8:00～翌日8:00 | 0120-783-556 (フリーダイヤル)   |
| ほうむしやうねんしえん<br>法務少年支援センターくまもと<br>(くまもとしやうねんかんべつしよ<br>熊本少年鑑別所) | 月～金 9:00～12:15<br>13:00～17:00       | 096-325-4700   |
| こころの悩み相談@熊本県<br>*学校配布のタブレットからのログイン<br>も可能です                   | 月・水・金<br>18:00～22:00                | LINEでの相談<br><br>タブレットでの相談<br> |

令和5年4月現在

# こどもの権利サポートセンター設置準備状況について

## 1. 目的

こどもの権利を守ることを目的として、学校内外問わず、こどもの権利擁護に係るすべての事案の相談を受け、解決に取り組む「こどもの権利サポートセンター」の開設準備を行う。

## 2. 役割・機能

学校や教育委員会とは別に相談ルートを複線化し、気軽に相談できる体制を整備するとともに、学校などの関係機関と連携し、権利侵害事案の解決に取り組む。

- 独立性・中立性** → 学校内のいじめ等の権利侵害事案に対して、学校や教育委員会と異なる立場で対応
- 即応性・専門性** → 弁護士、福祉等の人材を配置し、権利侵害対応部署として迅速に対応
- 相談の容易性** → 電話やメールだけでなく、児童生徒のタブレットを活用するなど幅広く事案を把握

## 6月補正予算の概要（事業費：17,400千円）

### (1)こども家庭庁のいじめに係る実証事業の受託【15,470千円】

- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築を目的として、「学校外である市長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発実証事業」を実施。
- 実証成果や課題を、サポートセンターの体制や運用等に反映させていく。

|     |  |
|-----|--|
| 取組① | 児童生徒タブレットに導入されるSOS支援ツールの拡充による相談の容易性の向上 |
|-----|--|

|     |  |
|-----|--|
| 取組② | 法曹関連人材によるいじめ原因の調査究明、早期解決、再発防止及び法律相談の実施 |
|-----|--|

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 取組③ | 地域やNPO法人等と連携したいじめ対応（相談体制構築など） |
|-----|-------------------------------|

### (2)こどもホットライン運営等経費【1,930千円】 ※広報・消耗品費・電話代等